



生活

平成21年全国消費 実態調査の実施

今年9月から11月までの3カ月間、平成21年全国消費実態調査が実施されます。

この調査は、国民の暮らし向きを、家計の所得、消費、資産の面から総合的に把握することを目的に、全国から選定された世帯を対象に行われます。

調査の結果は、統計とし



てまとめられ、国や地方公共団体の各種経済・社会施策などの基礎資料として利用されているほか、官民を問わず、各方面で広く利用されています。

なお、統計調査により集められた個人情報「統計法」により保護されます。

統計調査員等の統計に携わる人には厳格な守秘義務が課せられているほか、記入していた調査票は集計完了後、溶解処分するなど、厳重に個人情報を保護していますので、安心してあります。

くようお願いします。
■問い合わせ 企画課企画係 (TEL) 0208)

草刈機や電気柵を 貸し出しています

耕作放棄が進んでいくと、イノシシ等の鳥獣害がほかの農地に及ぶだけでなく、害虫の温床になって地域の生活環境も悪化してきます。

高梁地域耕作放棄地対策協議会では、耕作放棄地の解消を目指し、ハンマーナイフモア（自走式草刈機1台）、草刈機（背負式4台・肩掛式4台）、電気柵セット（1000m用）を貸し出しています。使用を希望する人や団体等は、事務局までご連絡ください。

なお、台数に限りがありますので、希望者多数の場合は先着順になります。

▽対象…市内の耕作放棄地の解消に取り組む団体・個人



納期限(口座振替日)のお知らせ ~納期までに納付してください~

納付月	税(料)目	期	納期限 (口座振替日)	口座振替申込期限	
8月	市民税・県民税(普通徴収)	2期	8/31(月)	7/21(火)	<注意> 該当月分からの口座振替を希望される場合は、左記の期日までに金融機関へ申し込みが必要です。
	国民健康保険税(普通徴収)				
	介護保険料(普通徴収)				
	後期高齢者医療保険料(普通徴収)				
9月	国民健康保険税(普通徴収)	3期	9/30(水)	8/20(木)	
	介護保険料(普通徴収)				
	後期高齢者医療保険料(普通徴収)				

※口座振替を登録されている場合は、口座振替日前に預金残高の確認をお願いします。

■問い合わせ 税務課収税係 (TEL) 0215)、後期高齢者医療保険料については保険課健康保険係 (TEL) 0258)



▽条件：耕作放棄地10㎡以上を解消できること等

▽使用料：ハンマーナイフモア（最長10日間）3000円、草刈機（最長10日間）5000円、電気柵セット（最長1年間）1万円

■問い合わせ 高梁地域耕作放棄地対策協議会事務局（農林課内）☎0226、各地域局地域振興課

定額給付金の申請はお済みですか

現在、「定額給付金」の申請受付を行っています。

申請期限は10月1日（木）までとなっていますので、まだ手続きがお済みでない人は早めに申請してください。

■問い合わせ 定額給付金対策室（☎0253）

9月10日は 下水道促進デー

下水道は、衛生的で快適な生活環境をつくるとともに、川や海などの水質保全に大きな役割を果たしています。

市は、下水道の整備を進めており、昭和62年に供用開始し、今年4月現在の普及率は38%となっています。

下水道に対する理解を深めていただくため、全国下水道促進デーに合わせ、下水道施設見学会を次のとおり開催します。

見学を希望される人は、事前にお申し込みください。

▽日時：9月10日（木）午前9時～午後4時

▽場所：高梁浄化センター

■問い合わせ・申し込み

上下水道課下水道業務係

（☎0244）

合併処理浄化槽 設置補助金

市は、下水道が整備されていない地域における、生活環境の改善と公共用水域の水質保全の確保のため、合併処理浄化槽の設置を進めており、その設置に対して次のとおり補助金を支給しています。

制度の詳細や申し込みについては、お問い合わせください。

<補助金一覧>

設置規模	補助金額
5人槽	416,000
7人槽	579,000
10人槽	875,000

■問い合わせ 上下水道課下水道業務係（☎0244）

犯罪に関して 悩んでいませんか

9月11日は「警察相談の日」です。

警察では、安全で安心して暮らせる地域づくりのため、

めに、警察安全相談窓口を設け、事件や事故に関する相談を受け付けています。

■問い合わせ 高梁警察署

警察安全相談係（☎0201）

10、県警本部警察安全相談電話（☎9110）

国民年金

こんなときは届け出が必要です

国民年金は、すべての公的年金の基礎となるもので、日本国内に在住の20歳から60歳までの人は、公的年金に加入することが法律で義務付けられています。

届け出は、20歳になったときだけでなく、結婚や就職・転職などで種別が変わったときにも必要です。

この種別変更の届け出を忘れると、将来、年金が受けられなくなる場合や受給額が減額されることもあります。変更手続きは年金手帳を添えて、忘れずに行いましょう。

《種別変更となるケース》

◆第1号被保険者となるケース

退職した人、またはその人に扶養されていた妻等（市役所の国民年金担当窓口で届け出を行ってください）

◆第3号被保険者となるケース

厚生年金等に加入している配偶者に扶養されるようになった人（配偶者の勤務先を通じて、社会保険事務所へ届け出をしてください）

《第2号被保険者となるケース》

就職して厚生年金等に加入した人（届け出は本人が行う必要はありません）

■問い合わせ 市民環境課戸籍住民係（☎0252）
岡山社会保険事務局高梁事務所（☎020572）